

# 公 示

制 定 平成 3年 6月28日  
改 正 令和 5年11月22日九運公第101号

運輸省告示第340号のただし書きにより、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠（営業所）との間の距離が2キロメートルを超える車庫を認める場合の基準については以下のとおりとする。

平成3年6月28日

九州運輸局長 高橋 伸和

- （1）一般乗合旅客自動車運送事業又は法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）であること。
- （2）当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること（ただし法人タクシー事業はこの限りでない。）。
- （3）営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

附則（令和5年11月22日九運公第101号により一部改正）

1. 本改正は、令和5年11月22日以降から適用する。